

奈良県告示第百七十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十六年八月一日付けをもつて次のとおり漁業権の免許をした。

平成二十六年八月五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

漁業免許 の内容の 事前決定 の公示番 号	免許番 号	漁業権者の住所 及び氏名（法人 にあつては、名 称及び代表者の 氏名）	漁業種 類	漁場の位 置及び区 域	漁業の名 称及び漁 業時期	存続期間
奈内共第 五十五号	奈内共 第五十 五号	五條市今井一丁 目 五條市漁業協同 組合 代表者 秋本登 志嗣	第五種 共同漁 業	平成二十 六年四月 奈良県告 示第三十 四号によ る公示内 容のお り	平成二十 六年四月 奈良県告 示第三十 四号によ る公示内 容のお り	平成二十 六年八月 一日から 平成三十 五年十二 月三十一 日まで
奈内共第 五十六号	奈内共 第五十 六号	吉野郡吉野町飯 貝 吉野漁業協同組 合 代表者 植仲良 幸	右同	右同	右同	右同
奈内共第 五十七号	奈内共 第五十 七号	吉野郡吉野町平 尾	右同	右同	右同	右同

七号			
津風呂湖漁業協	同組合	代表者 山本常	次